

下関市表彰推薦要領

1 表彰の対象及び号数

表彰の対象となるのは、次に掲げる表彰事由に該当する個人又は団体です。

(1) 功労表彰

自 治 功 労（1号）市政の進展に尽くした者（原則、市において調査推薦）
教育文化功労（2号）教育の振興、科学、芸術、文化の向上に尽くした者
産 業 功 労（3号）産業の開発、振興に尽くした者
厚 生 功 労（4号）保健衛生又は体育の向上に尽くした者
社会事業功労（5号）社会福祉の増進に尽くした者

(2) 善行表彰

善 行 表 彰（6号）（ア）災害その他の変事における人命の救助又は財産の保護に尽くした者
（イ）特に市民の模範となるべき善行をした者

2 特に留意すべき事項

(1) 候補者の調査に当たっては、有名人等にかたよらず、苦勞の割に人目につかない領域にあって報いられることの少ない、いわゆる隠れた功勞者についても関係所管全般にわたり、広く表彰該当者を調査し、慎重に最適と思われる候補者を推薦してください（市民感情にそぐわないと思われる方、例えば罪を犯した者、犯罪容疑者、経営上の欠陥がある企業の関係者、社会的不道德者等の推薦はお控えください。また、功績が、貴団体と関係ない方の推薦は、除外願います。）。

(2) 書類作成に当たっては、現住所、氏名、職業を正確に記入し、特に功績調書は、表彰事由に該当する実績について具体的に記入してください。また、履歴書については、推薦事由となる功績に関する経歴に限らず、経歴のすべてについて記入し、始期及び終期の年月日を正確に記入してください。

(3) 既に、同一種類の功勞表彰を受けた方は除外願います（旧市町での表彰条例、選奨規則による受賞も含みます。）。

ただし、既に一の功勞表彰を受けた方であっても他の種類の功勞表彰の推薦は可能です。

(4) 推薦に当たっては、別添「下関市表彰推薦基準」を参考にしてください。

なお、この推薦基準は、あくまでも推薦の目安となるものであり、受彰者の決定については、下関市表彰審査委員会の選考を経て決定いたしますので、推薦基準を満たした方が、必ずしも受彰の対象となるものではありません。

(5) 功勞表彰候補者として同一事績で2名以上推薦される場合は、必ず推薦順位をつけてください。

(6) 功労表彰と善行表彰は、表彰事由が異なりますので、お間違いないよう注意してください。

(7) 善行表彰のうち、奉仕活動等を長年継続的に行っている活動については、奉仕活動等の内容のほか、「活動による影響の効果（活動によってもたらした周囲への影響）」、「活動期間」及び「活動頻度」を、具体的に記入してください。

(8) 候補者の現住所、氏名(ふりがな)、生年月日を確認するため、住民票及び戸籍抄本を当課で入手させていただきます。また、提出いただいた功績調書、履歴書については、この他官公庁が行う表彰関係資料として利用させていただく場合があります。

3 提出書類

【個人を推薦するとき】

- (1) 推薦書 (様式第1号)
- (2) 功績調書 (様式第2号)
- (3) 履歴書 (様式第3号)

【団体を推薦するとき】

- (1) 推薦書 (様式第1号)
- (2) 功績調書 (様式第2号)
- (3) 調査書 (様式第4号)

4 提出部数 各1部

5 提出方法 持参、郵送又は電子メール

※様式第1号～第4号のデータについては、下関市ホームページ（以下のURL）にて「市功労者・善行者の推薦について」と検索の上、ダウンロードが可能です。

下関市ホームページ：<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>

6 提出先

【郵送又は持参の場合】〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市役所総務部総務課庶務統計係 (TEL083-231-2413)

【電子メールの場合】 smsomuka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

7 提出期限 令和6年9月6日（金）

※提出期限までに書類の提出がない場合には、該当者がいないものとして取扱います。

8 その他

来年以降、電子メールにて推薦に係る依頼文書の受信が可能な場合は、その旨をメール本文に記載の上、受信可能なアドレスから、以下のアドレスまで御送付ください。

【送付先】下関市役所総務部総務課

smsomuka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp